

アジア新興国の情報通信・放送行政改革：タイ国家放送通信委員会（NBTC）の設立と情報通信・放送産業の行方

研究代表者 宮田 敏之 東京外国語大学 大学院総合国際学研究院 教授

1 はじめに

新興アジア諸国の中でも、経済成長著しいのがASEAN諸国である。そのASEAN諸国では、情報通信産業および放送産業が急激に発展し、その変化は目を見張るものがある。例えば、インターネットのブロードバンド加入者数は、(資料1)に示しているように、2007年から2011年のわずか5年の間にASEAN全体で、3倍弱の伸びを示した。また、ASEAN全体の携帯電話加入者は2007年の1億8,900万人から、2011年には、ほぼ倍増して、3億5,400万人になった。2011年のASEAN人口は約5億9,000万人である。そのおよそ6割、5人に3人が携帯電話に加入している計算になる。また、放送産業においても、ASEANの多くの国で、地上デジタル放送が拡大している。タイやラオスは2015年にはアナログ放送から地上デジタル放送への移行を目指すとしており、ベトナムは2015年から2020年の間に、インドネシアは2018年には移行を完了するとしている。ASEANでは、情報通信産業のみならず、放送産業においても大きな変化の時期を迎えている。

(資料1) ASEAN諸国のブロードバンド及び携帯電話普及概要：2007年－2011年

ブロードバンド加入者数(千):2007年－2011年

順位	国名	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
1	ベトナム	1,294	2,049	3,214	3,669	3,838
2	タイ	1,293	2,073	2,624	3,189	3,791
3	インドネシア	779	982	1,864	2,280	2,736
4	マレーシア	1,025	1,319	1,542	1,847	2,148
5	フィリピン	496	1,046	1,722	1,722	1,791
6	シンガポール	896	1,024	1,171	1,271	1,323
7	ラオス	5	6	8	12	42
8	ブルネイ	12	17	20	22	22
9	カンボジア	8	17	30	36	22
	ASEAN合計	5,808	8,533	12,195	14,048	15,713

(注)順位は2011年のデータに基づく。

出所：総務省・世界情報通信事情 <http://www.soumu.go.jp/g-ict/>
(原資料) ITU-World Telecommunication/ICT Indicators Database, June 2012

携帯電話加入者数(千):2007年－2011年

順位	国名	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
1	インドネシア	93,387	140,578	163,677	211,290	236,799
2	ベトナム	45,024	74,872	98,224	111,570	127,318
3	フィリピン	57,345	68,117	75,587	79,896	87,256
4	タイ	52,974	61,837	65,952	71,624	78,668
5	マレーシア	23,347	27,713	30,144	33,859	36,661
6	カンボジア	2,583	4,237	6,268	8,151	10,000
7	シンガポール	5,924	6,415	6,880	7,385	7,755
8	ラオス	1,478	2,022	3,235	4,003	5,481
9	ミャンマー	248	367	502	594	1,244
10	ブルネイ	366	399	413	435	443
	ASEAN合計	189,289	245,979	287,205	317,517	354,826

(注)順位は2011年のデータに基づく。

出所：総務省・世界情報通信事情 <http://www.soumu.go.jp/g-ict/>
(原資料) ITU-World Telecommunication/ICT Indicators Database, Jun

ブロードバンド普及率(%):2007年－2011年

順位	国名	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
1	シンガポール	19.50%	21.50%	23.70%	25.00%	25.50%
2	マレーシア	3.80%	4.80%	5.50%	6.50%	7.40%
3	ブルネイ	3.10%	4.40%	5.10%	5.40%	5.50%
4	タイ	1.96%	3.12%	3.92%	4.74%	5.61%
5	ベトナム	1.50%	2.40%	3.70%	4.20%	4.30%
6	フィリピン	0.60%	1.20%	1.90%	1.80%	1.90%
7	インドネシア	0.30%	0.40%	0.80%	1.00%	1.10%
8	ラオス	0.10%	0.10%	0.10%	0.20%	0.70%
9	カンボジア	0.06%	0.12%	0.21%	0.25%	0.15%

(注)順位は2011年のデータに基づく。

出所：総務省・世界情報通信事情 <http://www.soumu.go.jp/g-ict/>
(原資料) ITU-World Telecommunication/ICT Indicators Database, June 2012

携帯電話普及率(%):2007年－2011年

順位	国名	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
1	シンガポール	129.20%	134.40%	139.10%	145.20%	149.50%
2	ベトナム	53.00%	87.10%	113.00%	127.00%	143.40%
3	マレーシア	86.30%	100.80%	107.90%	119.20%	127.00%
4	タイ	78.10%	90.60%	96.00%	103.60%	113.20%
5	ブルネイ	97.00%	103.70%	105.40%	109.10%	109.20%
6	インドネシア	40.20%	59.80%	68.90%	88.10%	97.70%
7	フィリピン	64.70%	75.50%	82.40%	85.70%	92.00%
8	ラオス	24.90%	33.60%	52.90%	64.60%	87.20%
9	カンボジア	18.90%	30.70%	44.80%	57.70%	69.90%
10	ミャンマー	0.50%	0.80%	1.10%	1.20%	2.60%

(注)順位は2011年のデータに基づく。

出所：総務省・世界情報通信事情 <http://www.soumu.go.jp/g-ict/>
(原資料) ITU-World Telecommunication/ICT Indicators Database, Jun

本研究は、このように情報通信産業と放送産業の成長が著しいASEANの中で、特に、タイに焦点をあて、情報通信・放送行政改革と情報通信・放送産業の動向を検証する。その理由は、以下の3点に整理できる。(1)タイは、自動車を中心とした製造業の集積が進み、ASEANを代表する工業国として発展し、情報通信産業と放送産業についても、(資料1)に示したように、ブロードバンドなどのインターネットや携帯電話が急速に普及し、デジタル放送化も進展している。にもかかわらず、実は、(2)情報通信産業と放送産業を監督

する行政組織の改革が遅れ、これらの産業の将来を左右する、いわゆる通信用周波数の割り当てやデジタル放送の様式の決定など、重要な政策決定が曖昧なまま 2000 年代が過ぎたという経緯がある。ようやく、(3) 2011 年になって、国家放送通信委員会 (The National Broadcasting and Telecommunications Commission : 以下、NBTC) が設置され、情報通信と放送に関する公的な監督機関の整備がなされた。しかしながら、この NBTC の組織と権限に関する総合的な研究はまだない。

そこで、本研究では、NBTC の組織と権限、設立の経緯、および、NBTC の政策決定が重要な役割を果たす情報通信分野と放送分野がどのように変容しているのかについて検証したいと考える。

2 タイ国家放送通信委員会 (The National Broadcasting and Telecommunications Commission :

NBTC) の組織・権限

2-1 NBTC の組織と設立背景

2010 年 12 月、情報通信事業と放送事業を監督する独立機関 NBTC の設置を規定する法律「2010 年電波法」が公布された。正式名称は「2010 年周波数配分およびラジオ、テレビ、通信事業監督機関に関する法」という。この「2010 年電波法」は、「2007 年憲法」第 47 条の規定に基づいて制定された。この第 47 条には「ラジオ、テレビおよび通信に使用する周波数は公益のために国家の通信資源とする」とあり、さらに「周波数を割り当て、ラジオ、テレビおよび通信事業を監督する、国の独立機関を 1 つ設置する」とあり、この条文に基づき「2010 年電波法」が制定された [宮田 2012:54]。

この「2010 年電波法」制定後、NBTC 委員 11 人の選定作業が進められた。まず、ラジオ、テレビ、通信事業、法学、経済学、消費者保護、国民の権利・自由、社会開発の各分野から 44 人の委員候補者が選ばれ、2011 年 9 月、上院議員による無記名投票で 11 人の委員が選出され、インラック首相がプーミポン国王に上奏し、任命された。2011 年 10 月、NBTC が正式に発足した [宮田 2012:54]。

委員 11 人の分野別内訳は、ラジオ分野 1 人、テレビ分野 1 人、通信事業分野 2 人、法学分野 2 人、経済学分野 2 人、消費者保護分野 1 人、国民の権利・自由分野 1 人、社会開発分野 1 人で、任期は 6 年と定められた。また、ラジオ、テレビ、通信、消費者保護、国民の権利・自由の 5 分野の投票の次点となった 5 人で監査委員会が設けられ、11 人の委員の活動を評価する。11 人のうち、ラジオ、テレビ、通信事業、社会開発分野で選出された合計 5 人は軍出身、法学分野の委員は警察出身であった。委員長に互選されたのは、ラジオ分野から選出された元空軍大将タレート・プンシー委員であった。なお、NBTC の事務局は、旧 NTC (国家通信委員会) 事務局が改編された上で担当している [宮田 2012:54]。

1997 年憲法は、電気通信を所管する国家通信委員会 (NTC) と放送を所管する国家放送委員会 (NBC) の設置を定めていた。それにより、「2000 年電波法」が制定され、NTC と NBC の設置についてのプロセスが進められ、NTC が 2004 年に発足した。しかし、放送産業を管轄する NBC は委員選定を巡る混乱から発足することができないままとなった。

その後、2006 年 9 月のクーデタを経て、2007 年憲法が新たに制定された。その 2007 年憲法は、情報通信と放送の双方を所管する国家電気通信委員会 (NBTC) の設置を規定したため、2010 年 12 月「2010 年電波法」が制定され、NBTC の設置が検討された。しかし、この NBTC も委員選定を巡る混乱が続き、ようやく 2011 年 10 月に NBTC が発足した [宮田 2012:54]。

2-2 NBTC の主要業務及び基本計画策定

NBTC の主要業務は、以下の 7 点に整理できる [長谷川 2013 : 551-552]。①政策立案及び電気通信部門のマスタープランの策定、②無線周波数の利用免許付与及び規制、③電気通信事業の免許付与及び規制、④電気通信サービスのための標準化と技術仕様の決定、⑤相互接続の規則及び手続の規定の策定、⑥消費者保護の規則と手続の規定の策定、⑦公正で自由な競争のための規定の策定である。

また、NBTC は、2012 年 4 月、(1)「周波数管理基本計画」、(2)「電気通信事業基本計画」、(3)「放送事業基本計画」を策定した [長谷川 2013 : 551-552]。

(1)「周波数管理基本計画」: 国民に対して最高の利益を生み出すように周波数管理を行うこととして、自由で公正な競争を考慮し、公共の利益に関する多様な事業にあまねく周波数利用を分散させるとのビジョンに基づいて、次の六つの目標を掲げている。①国際周波数管理に関する協力メカニズムを用意する。②周波数の割当・調整のために周波数の返還に関する原則規定と時期を定める。③国の安全保障面での周波数管理の

原則とメカニズムを用意する。④公共災害の防止・緩和や緊急事態・災害対応のための周波数割当とその使用の原則を定める。⑤地上デジタル放送の変更計画を用意する。⑥民間セクターに対する周波数割当やコミュニティ・サービスを行う非営利活動向けに各エリアでの周波数帯全体の20%以上を使用できるようにする。

(2)「電気通信事業基本計画」(5ヵ年計画):この基本計画は、公示から5年間の期間に適用されるもので、電気通信事業の開発に注力することや、情報技術へのアクセスの格差是正、国の競争力強化等を図っている。①国民が、良質な通信サービスをあまねく適切かつ公平な価格で利用可能にする。教育、保健衛生、文化、国家安全保障等の公共分野における国民の利益最大化を考慮する。②既存事業者と新規参入事業者間を含めた事業者間の自由で公正な競争を促進する。③通信資源の効率的使用の促進、平時と緊急・災害時等の両方のニーズに十分対応可能なものとする。④音声サービスとブロードバンドサービスの固定通信サービスへのアクセス機会を拡大する。⑤消費者の権利意識と知識向上を図り、消費者保護制度のメカニズムの開発を行う。⑥国際レベルでの国の競争力を強化する。

(3)「放送事業基本計画」(5ヵ年計画):通信分野と同様に公示から5年間の期間に適用される計画であり、通信資源の透明かつ公平な配分や、公共の利益のための自由で公正な競争の促進を掲げている。①公正かつ効率的な周波数の使用認可とラジオ・テレビ放送事業の許可から国民が利益を受ける。②消費者がラジオ・テレビ放送サービスを利用できるようになり、かつ、権利が保護される。③あらゆる階層の国民が多様なデータ・情報に平等にアクセスする権利と自由を持つようになる。また、公共の利益のためのラジオ・テレビ放送事業向けに周波数が使用できるようになる。④ラジオ・テレビ放送事業の認可された事業者が質の向上を図り、倫理基準を持つようになる。⑤ラジオ・テレビ放送事業の近代化と採算性の向上を進める。

3 タイ国における情報通信・放送産業の現状と展望

3-1 情報通信産業の現状と展望

(1) 情報通信産業と事業免許

2001年(2006年一部改正)に制定された「電気通信事業法」に基づき、NBTCは情報通信産業に関わる事業免許を交付することになっている。2011年にNBTCに組織変更されたNTCの時代に、この「電気通信事業法」が制定されたが、この法律では、情報通信事業に対して、事業者に事業免許(第1種事業免許、第2種事業免許、第3種事業免許)を付与し、事業者が支払うべき事業免許料を定める。例えば、第3種事業免許を受けた事業者は、毎年の売上高の5%と初年度交付料50万バーツの納付義務が生じ、ユニバーサル・サービス義務、すなわち、遠隔地域に対して電気通信サービスを提供するか(プレイ(play))、あるいは、ユニバーサル・サービス基金へ売上の4%を拠出するか(ペイ(pay))の義務を負うことになっている[総務省2013:3]。

(2) 情報通信事業者の概要[長谷川2013:546-549]

①TOT:国営通信事業者TOTは、自ら固定電話、インターネット、携帯電話等の電気通信サービスを提供するとともに、民間通信事業者(True、TT&T、AISなど)と結んだコンセッション契約に基づき、民間通信事業者の売り上げの一部をレベニューシェアという形で受け取っている。2011年決算では、民間事業者から支払われたレベニューシェアは230億バーツで、TOTの売上高(777億バーツ)の約3割を占めた。レベニューシェアの最大の払い手であるAISとのコンセッション契約は2015年に失効することとなっており、TOTにとって経営基盤の再構築が急務となっている。

②CATテレコム:国営通信事業者CATテレコムは、電気通信事業の自由化以前は、(隣接4カ国を除く)国際電話を独占的に提供していたほか、その他の通信サービスを提供していた。2004年に発足したNTCの市場開放政策の下、他の事業者が次々と国際電話サービスに参入してきており、激しい競争にさらされている。実際、同社は、2007年、93億バーツであった国際電話収入は、2009年には、56億バーツにまで減少している。また、同社が携帯電話サービス事業者第2位DTACに付与した事業権(コンセッション契約)は2018年に、第3位True Moveのそれは2013年にそれぞれ失効し、両社からCATテレコムへのレベニューシェアの支払いがなくなることとなる。収入の約3割(2009年決算においては、売上高476億バーツのうち153億バーツがレベニューシェア)をレベニューシェアに依存しているCATテレコムにとっては大きな打撃となると予想される。また、TOTと同じく、CATも自らが保有する周波数を3Gオペレーターに貸し出すことで利益を上げることを目指している。具体的には、CATはTrueに自社が保有する850MHz帯を貸し出す契約を2011年に締結したが、これが周波数の又貸しに当たるとして、NBTCから契約の変更を求められている。

③True グループ：総合的な通信事業者 True グループは、TOT とのコンセッション契約に基づいて都市部に固定電話サービスを提供するほか、True Move、True Online や True Visions といった子会社を通じて、携帯電話、ブロードバンド、国際電話、有料 TV などのサービスを提供している。True Move は CAT テレコムとのコンセッション契約（契約期間は 2013 年まで、現在のレベニューシェアの料率は 25%）に基づいて、1800MHz 帯で第 2 世代携帯電話（GSM）サービスを提供しているほか、正式な 3G オークションの開始を待たず、CAT テレコムとのコンセッション契約に基づき 850MHz 帯を利用した第 3 世代携帯電話（3G）サービスを試験的に提供しており、2012 年末にはすべての郡（amphoe）でサービスが提供される予定である。全国 10 万カ所に設置した Wi-Fi スポットも活用して、True グループが保有する豊富なコンテンツを武器に、3G サービスで確固たる地位を固める戦略と思われる。2012 年 10 月の 2.1GHz 帯オークションでは、他の大手 2 社とともに周波数を落札した。True Online は、バンコクを中心にブロードバンドサービスを展開しており、2011 年第 3 四半期の加入者数は、130 万である。

④AIS：携帯電話サービス最大手の AIS は、TOT との 2015 年までコンセッション契約を結んでいる。900MHz 帯で GSM サービスを提供している。GSM とは、Global System for Mobile Communications の略で、デジタル携帯電話の一方式のことである。国境を越えて携帯電話が利用できるように外国でも携帯電話が利用できるグローバルローミング機能を有した携帯サービスである。AIS は、また、子会社の DPC を通じて 1800MHz 帯での GSM サービスも提供している。DPC は、契約期間は 2013 年まで CAT テレコムとのコンセッション契約を結んでいる。

⑤DTAC：業界 2 位の DTAC は、CAT テレコムとのコンセッション契約（契約期間は 2018 年まで、現在のレベニューシェアの料率は 25%）を締結し、1800MHz 帯で GSM サービスを提供している。同社は、最大手 AIS に追随する形で、一部地域において 850MHz 帯を利用する第 3 世代携帯電話（3G）の試験サービスを開始したが、CAT テレコムから商用サービスを展開するための許可が下りていない。また、コンセッション契約の下で 3G ネットワークへの投資をしても、設備の所有権が国営事業者に移転してしまうことからコンセッション契約の終期が見えている中で積極的なインフラ整備に取り組もうとしていないとも指摘されている。2012 年 10 月の 2.1GHz 帯オークションでは、他の大手 2 社とともに周波数を落札した。同社は、ノルウェーのテルノール社の出資を受けており、外資規制強化のための告示の制定により影響を受ける可能性がある。

⑥タイコム：タイ唯一の衛星通信事業者タイコム（旧シン・サテライト）は、ICT 省との期間 30 年のコンセッション契約（2021 年まで）に基づき、通信衛星を運用している。これまでにタイコム 1A、タイコム 2、タイコム 3、iPSTAR、タイコム 5 を打ち上げている。このうち、現在運用中は、iPSTAR とタイコム 5 である。タイコム 5 の後継衛星であるタイコム 6 を 2013 年中に打ち上げ予定。また、ITU から割り当てられた東経 120 度の軌道権を確保するため、2014 年に同軌道にタイコム 7 を打ち上げる予定である。

(3) NBTC による 3G（第 3 世代）免許交付

タイでは、2012 年 10 月 NBTC が 3G サービスを提供する事業者を選ぶ競争入札を実施した。その後、2012 年 12 月 11 日、NBTC は民間携帯電話事業者大手三社 True Move、DTAC そして AIS（Advanced Info Service）の関連会社に 3G 免許を交付した。その三社は、AIS の Advanced Wireless Network、DTAC Network そして True Corporation の Real Future である。この 3G 免許は、通話及びインターネットサービス用国際規格である 2.1GHz 帯を利用するためのものであった。NBTC が承認したこの免許は、2027 年 12 月までの 15 年間有効である。3G サービス用の 45MHz 幅の周波数を合計 9 ロットに分割し、1 社当たり最大 3 ロット、すなわち 15MHz 幅まで利用可能とする規定であったが、落札した三社がそれぞれ最大の 15MHz 幅の周波数の利用権を、わずか 11 億 2,500 万バートで取得した。この価格は最低価格のわずか 2.78% 上回る金額であった。これに対して、多くの批判が巻き起こった。この競売入札価格が低すぎるという理由である。通信 3 社と NBTC が共謀した談合だと批判された。ソムキアット・タンキットワーニット TDRI 所長は、NBTC が依頼したチュラーロンコーン大学の経済チームが試算した最低価格と比較すれば、今回の低額の入札によって納税者が被る損失は、163 億バートにのぼると試算した [Srisamorn 2013a:78]。

NBTC は、当初 2012 年 11 月上旬に、落札した三つの業者に免許を付与するとしていた。しかし、三つの国家機関、国家汚職撲滅委員会、特別捜査局（DSI）そしてオンブズマン事務局が、3G の競争入札のプロセスと結果について調査すると決定した。特別捜査局は、この競争入札に不備はなかったとした。行政裁判所は、免許付与を 12 月 3 日まで延期するよう要請したオンブズマン事務局の訴えを却下した。オンブズマン事務局側は、最高行政裁判所に控訴するとしている [Srisamorn 2013a:78]。

落札した三社 Advanced Wireless Network、DTAC Network そして Real Future は、2013 年初頭にはバンコク及び主要都市で国際規格である 2.1GHz の 3G サービスを開始すると発表した。多くの格付け会社は、3G サ

サービスの営業が本格化すれば、質の高い 3G サービスを提供して顧客を増やし、他方で、NBTC に対する事業利益支払いが低額となったことによって、免許を付与された情報通信会社三社の利益は向こう 3 年から 4 年拡大すると予想している。また、この 3G サービスの開始は、タイの情報通信産業全体の発展を後押しするとも予想している。また、調査会社の International Data Corporation は、タイのインターネット及び情報通信技術の投資額が 2013 年 125 億ドル、2015 年には 154 億ドルになるとしている。さらに、3G 技術は、移動体通信機器全体の販売を刺激し、その販売台数は 2012 年の 1,400 万台から 2013 年 2,000 万台に達するとの予想もある [Srisamorn 2013a:78]。

2013 年 5 月、タイでは、情報通信作業ではコンセッション方式から免許制度に変わり、20 年も待たされた、3G サービスが、2.1GHz 周波数帯を利用して始まった。3G サービスを提供する三社は、最低でもダウンロードが 345kbps で、アップロードが 153kbps の 3G サービスを提供しなければならない。また、向こう 3 年以内に全国にネットワークを拡大する必要がある [Srisamorn 2013b:48]。

調査会社の International Data Corporation は、3G 事業者間のサービスはほぼ似通っているため、競争が激しくなると予想している。入札した三社は、2G から 3G への移行を加速させるために、低価格の機器の販売に力を入れている。新しい 3G サービスは、通話音声の質を高め、1 秒間 42mbps の高速インターネットデータ通信を可能にする。このスピードは 2G の 300 倍である [Srisamorn 2013b:48]。

第 1 世代の技術はアナログの通話機能であった。2G の技術は 1992 年タイで利用され始めた。デジタル通話サービスやデータ送信であった。ただし、そのスピードは遅く、14.4kbps であった。2.5G の技術は GPRS (General packet radio service) であった。データ通信速度が 200kbps に高まった Edge がこれに続いた。タイでは 3G の登場には長い時間がかかった。しかし、事業者と国民の間では、NBTC が 4G 免許を早期に許可するようとの要請が強いといわれている [Srisamorn 2013b:48]。

3-2 放送産業の現状と展望

(1) 放送法制・放送行政

①放送法制

1955 年に「1955 年ラジオ・テレビ放送法」が制定された。2007 年の新憲法制定を受け、2008 年 3 月に「2008 年ラジオ・テレビ放送法」が新たに制定された。この新法は、ラジオ・テレビ放送免許を①公共サービス用、②地域サービス用、③商業サービス用と 3 つに分類し、それぞれの放送事業者が、公共の利益と視聴者の利益のために事業を行うよう定めている。また、「公共放送機構法」が 2007 年 10 月、当時の国家立法議会で可決され、2008 年 1 月に国王の承認を得て施行、同月に公共放送局の Thai PBS が設立された [宮田 2013:53]。

②放送行政

ラジオ・テレビ放送事業は NBTC (National Broadcasting and Telecommunication Commission, 国家放送通信委員会) が管轄する。1997 年憲法に基づいて制定された「2000 年電波法」では、放送事業を管轄する NBC (国家放送委員会)、通信事業を管轄する NTC (国家通信委員会) の設立が規定された。しかし、2004 年に NTC は設立されたものの、放送事業を監督する NBC は、委員選出について行政機関と業界の調整ができず、結局、設立されなかった。暫定的に NTC が放送事業を管轄してきたが、2007 年憲法下で制定された「2010 年電波法」に基づいて NBTC が 2011 年 9 月に発足した [宮田 2013:53]。

公共放送機構法では、広告放送は禁止されており、公共放送 Thai PBS の財源は、酒税とタバコ税の総額の 1.5% で、20 億バーツ (約 48 億円) を超えない範囲を充てると規定されている。公共放送機構法が規定している公共放送局は Thai PBS のみである [宮田 2013:53]。

また、番組規制は、1956 年制定の「刑法」第 112 条に不敬罪が規定され、国王および王室に対する不敬行為は罪に問われる。1976 年には懲役刑の刑期が 7 年以下から、3 年以上 15 年以下に変更された。この規定は放送にも適用される。「2008 年ラジオ・テレビ放送法」第 37 条によれば、国王を元首とする民主主義体制、国家の安全、国民の道徳心・良心・健康を脅かす番組は禁止されている [宮田 2013:53-54]。

(2) 放送事業者の概要

①地上テレビ局：地上テレビ放送局は、タイ政府の諸機関が所有・運営する放送 (国営放送局 NBT, チャンネル 9, チャンネル 5)、公共放送の Thai PBS, 商業テレビ放送局 (チャンネル 3, チャンネル 7) がある [宮田 2013:54]。

○NBT (National Broadcasting Service of Thailand, タイ国営放送局：タイ語略称 So. Tho. Tho.)：首相府広報局により 1985 年に設立され、1988 年より全国放送を開始した。ニュース、国家行事、宗教行事などの番組が多い。

○Thai PBS (Thai Public Broadcasting Service) : 2008年1月に施行された「公共放送機構法」に伴い、首相府管轄のTITVが閉鎖され、新たに設置されたのが公共放送局 Thai PBS である。Thai PBS は、タイで唯一の公共放送であり、政府の統制を排除し、商業放送とも異なり広告を放送せず、ニュース、ドキュメンタリー、教育番組などを扱う。丁寧な取材に裏打ちされたニュースやドキュメンタリーは一定の評価を受けているといわれる。事業費は、酒税とタバコ税による税込総額の1.5%で、20億バーツを超えない額と定められている。2008年1月に閉鎖されたTITVは、2007年3月に放送事業権が停止された旧 iTV (1995年設立、2000年以降はタクシン系シン・コーポレーションが資本参加) が、首相府に接収されて設立された放送局である。

○チャンネル9 (Modernine TV) : 1955年にタイ初のタイテレビ放送・チャンネル4として出発し、1977年、MCOT (Mass Communication Organization of Thailand, タイマスコミ公団) の設立とともにその放送局となった。2004年、MCOTは民営化された。チャンネル9はニュースやドキュメンタリーの番組が多い。

○チャンネル5 (Royal Thai Army Television) : 1958年に陸軍テレビ放送のチャンネル7として出発し、1977年、チャンネル5となった。陸軍が所有・運営している。情報番組、ワイドショーおよびゲームショーの番組の比率が高い。

○チャンネル3 (Bangkok Entertainment Co.Ltd.) : 1967年、マーリーノン一族の当主ウィチャイ・マーリーノン氏らを中心に Bangkok Entertainment Co.Ltd. が設立され、当時の首相府広報局の所有するタイテレビ放送から放送事業権を取得し、1970年からタイテレビ放送のチャンネル3として放送を開始した。1977年、MCOTの設立に伴いMCOTから放送事業権を取得し、チャンネル3として放送してきた。2004年、民営化されたMCOT社から引き続き放送事業権を取得して放送している。ドラマや情報番組、ワイドショーの比率が高い。

○チャンネル7 (Bangkok Broadcasting & TV Co.Ltd.) : 1967年、当時陸軍司令官と密接な関係を持ちアユタヤ銀行の大株主でもあったラッタナラック家のチュアン・ラッタナラック氏がガンナスト家と共同で Bangkok Broadcasting & TV Co.Ltd. を設立し、陸軍のカラーテレビ放送であるチャンネル7の放送事業権を陸軍から取得し、運営している。ドラマやスポーツの放送の比率が高く、また高い視聴率を上げている。

②衛星放送・ケーブルテレビ : タイ最大の衛星放送とケーブルテレビ事業者は、アグリビジネス、セブンイレブン、通信事業を展開するCP (ジャルーン・ポーカパン) グループが所有・運営する True Visions 社である [宮田 2013 : 54-55]。

衛星放送は、反タクシン派 PAD (民主主義市民連合) の指導者の1人ソンティ・リムトーンクーン氏が社主である出版社のプージャットガーン社所有のASTVが、NSS6衛星を利用して各種放送を提供している。また、タクシン支持派は、2010年7月以降、Asia Update を設立し、放送している。これとは別に、2009年11月以降、タクシン元首相の長男パントンテー氏らが Voice TV を設立し、放送を行っている。また、2012年以降、放送コンテンツを多数有する芸能プロダクションが独自に衛星放送局を立ち上げ、放送を開始している。芸能大手のグラミー社はGMM Zを設立、ライバルのオールエス社はサンボックスを設立し、ともにヨーロッパサッカーの放送や芸能番組を中心に、衛星テレビ放送で競争を繰り広げている。衛星放送とは別に、アナログとデジタル双方でUHF電波を使用したMMDS方式の放送サービスを、TTV (Thai TV) が首相府広報局から放送事業権を取得して実施している [宮田 2013 : 54-55]。

なお、一般商業用放送を行うケーブルテレビ事業者は、NBTC に対して新たに放送免許申請を行うこととなり、2012年11月から2013年8月までに760社が免許を交付された。この放送免許は1年間の時限付きのもので、1年後に事業者は再審査を受ける。審査に合格した事業者のみが、以後14年間 (通算15年間) の放送免許を付与される。また、全国及び広域ネットワーク型ケーブルテレビ事業者も放送免許を申請し、2012年12月から2013年7月までに379社が15年間の免許を交付されている。また、公共用ケーブルテレビ事業者として ThaiPBS が2013年7月に15年間の放送免許を受けた [Saengwit 2013b : 50-51]。

また、ラジオ局は、2012年11月以降、NBTC (国家放送通信委員会) から放送内容別に3種の免許が交付されており、コミュニティ用ラジオ局が328局、公共用538局、商業用1,447局で、計2,313のラジオ局が免許を交付されている [Saengwit 2013b : 50-51]。

(3) 放送行政と放送産業めぐる近年の動向

NBTC は2012年4月「第1期放送マスタープラン : 2012-16年度」(The First Broadcasting Master Plan : 2012-16) を策定し、デジタル放送の本格開始に向けて取り組んでいる。まず、2012年末以降、チャンネル9とNBTがデジタルの試験放送を開始。チャンネル5とThaiPBSもこれに続いた。試験放送は、バンコク首都圏、北部のチェンマイ県、南部のスラタニー県、東部のコーンケン県とウドンターニー県で行われて

いる [Saengwit 2013b: 50-51]。

マスタープランでは、デジタル放送が、商業用、公共用、コミュニティー用の3種類、48のチャンネルで放送されると定められている。このうち、24チャンネルが商業用、12チャンネルが公共用、残り12チャンネルがコミュニティー用である。商業用のうち12チャンネルの競争入札が2013年12月に予定されている。公共用の12チャンネルは「比較審査（通称、美人コンテスト）」方式によって、NBTCが決定する。残り12のコミュニティー用デジタルチャンネルは2013年末から2014年初頭にかけて競争入札にかけられる。24の商業用チャンネルは、(1)子ども向けに3チャンネル、(2)ニュース用に7チャンネル、(3)バラエティー用標準規格（SD：Standard-Definition）に7チャンネル、(4)バラエティー用高度規格（HD：High-Definition）に7チャンネル、の4部門に分類されている。NBTCは、商業用デジタル放送の免許付与に際し、子ども向けチャンネル1つあたり1億4,000万バーツ（約4億5,000万円）を最低競売価格とし、ニュース用チャンネルは2億2,000万バーツ、バラエティー用SDチャンネルは3億8,000万バーツ、バラエティー用HDチャンネルは1億5,100万バーツを最低競売価格に設定した [Saengwit 2013b: 50-51]。

また、NBTCは、公共用に12チャンネルを割り当てているが、アナログ放送からデジタル放送への移行期間中は、そのうちの3チャンネルを、現在の地上波の3チャンネル（チャンネル5、チャンネル11、Thai PBS）に対して一時的に割り当てるとしている。また、4つ目の公共用チャンネルとして、Thai PBSが開始する子ども向けチャンネルを割り当てるとしている。残りの8つの公共用チャンネルは、「比較審査」方式によってNBTCが決定する。この8チャンネルは、さらに放送内容によって、(1)教育、宗教、芸術・文化、科学、技術、健康、スポーツと生活一般、(2)安全保障と災害警報・防止、(3)政府、議会および民主主義、の3種類に分類される [Saengwit 2013b: 50-51]。

デジタル放送の競売入札による収入は、USO（Universal Service Obligation Fund、ユニバーサルサービス基金）に積み立てられる。USO理事会は、競売収入の一部を国民がデジタル交換器やデジタル受信機を購入する際の補助金に充当するというNBTCの提案を承認している。補助金は、タイ国2,200万世帯に支給される予定で、1世帯あたり約690バーツ（約2,200円）になる見込みである [Saengwit 2013b: 50-51]。

おわりに

2011年発足したNBTCは、情報通信産業及び放送産業、双方に対してついて、独立機関として、極めて強い権限を有している。情報通信産業は、3Gから4Gサービスへの移行と通信免許の取得、放送産業もデジタル放送への移行と放送免許の取得に関わって、激しい技術、サービスそして価格の競争に直面している。こうした急速に発展を見せる情報通信産業や放送産業の実態に、NBTCが今後どのように対応していくのか？この点が、今後のタイの情報通信・放送行政の最大の注目点である。また、タイのNBTCの政策決定の行方と情報通信産業と放送産業の行方は、急速に経済成長を遂げつつあるタイの政治と経済の行く末を占う重要な試金石である。と同時に、タイの経験は、同じように情報通信分野と放送分野で急速な技術革新と激しい価格競争が繰り返されつつある、他のアジア新興国における競争と規制をめぐる政策形成や入札と免許付与をめぐる制度設計などを考える上で貴重な示唆を与えるものであろう。タイは、ASEANの経済成長の一つの核として、ASEAN及びアジアの発展の鍵を握る存在である。それゆえ、そのタイにおける情報通信分野と放送分野の発展と行政改革の行方は、中長期の視点から、今後とも継続して調査分析の対象とすべき重要性を持ち、アジア新興国の情報通信と放送の現状と将来、さらにはASEANのみならず、アジア新興国全体の社会経済の変化とその発展の行く末を占うメルクマールとすべきであろう。

【参考文献】

総務省「タイ」『世界情報通信事情』2013年、1-15頁 (<http://www.soumu.go.jp/g-ict/>)。

長谷川哲雄「通信・放送」盤谷日本人商工会議所編『タイ国経済概況(2012/2013年版)』盤谷日本人商工会議所、2013年、543-555頁。

宮田敏之「タイ」NHK放送文化研究所編『NHKデータブック世界の放送2008』NHK出版、2008年、51-54頁。

宮田敏之「タイ」NHK放送文化研究所編『NHKデータブック世界の放送2009』NHK出版、2009年、51-54頁。

- 宮田敏之「タイ」NHK 放送文化研究所編『NHK データブック世界の放送 2010』NHK 出版、2010 年、51-54 頁。
- 宮田敏之「タイ」NHK 放送文化研究所編『NHK データブック世界の放送 2011』NHK 出版、2011 年、53-56 頁。
- 宮田敏之「タイ」NHK 放送文化研究所編『NHK データブック世界の放送 2012』NHK 出版、2012 年、53-57 頁。
- 宮田敏之「タイ」NHK 放送文化研究所編『NHK データブック世界の放送 2013』NHK 出版、2013 年、52-56 頁。
- Krissana Parnsoonthorn, "Changing the Channels," *Bangkok Post Year-End Review Turning Point 2013*, Bangkok Post, 2013, pp.80,82.
- Saengwit Kewaleewongsatorn, "Brightness Adjustment," *Bangkok Post Economic Review Mid-Year 2013*, Bangkok Post, 2013, pp.50-51.
- Srisamorn Phoosuphanusorn, "Telecoms Turn the Page," *Bangkok Post Year-End Review Turning Point 2013*, Bangkok Post, 2013a, p.78.
- Srisamorn Phoosuphanusorn, "I Want My 4G Now!," *Bangkok Post Economic Review Mid-Year 2013*, Bangkok Post, 2013b, p48.
- Hardyman, Nicholas (ed.), *World Radio TV Handbook WRT: The Directory of Global Broadcasting 2012*, WRTH, 2012.
- Hardyman, Nicholas (ed.), *World Radio TV Handbook WRT: The Directory of Global Broadcasting 2013*, WRTH, 2013.
- 『放送通信委員会設置法』2010 年(タイ語)。
- 国家放送通信委員会事務局『放送通信判例集』国家放送通信委員会、2011 年(タイ語)。
- 国家放送通信委員会ホームページ(タイ語) (<http://www.nbt.go.th/wps/portal/NTC/Home>)

〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
タイ	NHK 放送文化研究所編『NHK データブック世界の放送 2013』NHK 出版、52-56 頁。	2013 年 2 月 25 日